

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（第8回）  
議事録

1 日時

令和5年6月14日（水）13:00～14:30

2 場所

法務省 20階第一会議室

3 出席者

（1）有識者

高橋座長代理、市川委員、大下委員、黒谷委員、是川委員、佐久間委員、  
鈴木委員（代理出席）、武石委員、富田委員、富高委員、樋口委員、堀内委員、山川委員

（2）関係省庁等

（内閣官房）

小玉参事官、岡野参事官

（出入国在留管理庁）

福原審議官、本針政策課長、安東室長

（厚生労働省）

原口審議官、吉田外国人雇用対策課長、川口参事官（海外人材育成担当）

（外国人技能実習機構）

大谷理事長

4 議事

（1）開会

○事務局 お時間になりましたので、これより第8回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を開催いたします。

本日の会議につきましても、会場参加及びウェブ参加を組み合わせた形式で開催させていただいております。また、田中座長及び末松委員が御都合により御欠席でございますので、委員13名で開催させていただいております。鈴木委員におかれましては代理の方が出席されております。

本日は田中座長が御欠席のため、座長代理である高橋委員に進行をお願いしたいと思います。

それでは、高橋座長代理、お願いいたします。

○高橋座長代理 皆様、本日もよろしくお願いいたします。

まず初めに、中間報告書の提出について御報告させていただきます。

前回の会議において、中間報告書の提出までのプロセスを田中座長に御一任いただきましたが、先月11日に座長から法務大臣に対し中間報告書が提出されました。皆様、中間報告書の取りまとめに御尽力いただきまして誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

これから最終報告書の取りまとめに向けて引き続き議論を進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

## (2) 特定技能2号の対象分野追加について（報告）、外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について（報告）

それでは、議事次第に沿って議事を進めてまいります。

議事（1）「特定技能2号の対象分野追加について」及び議事（2）「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について」、これら2点は、先日開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議で了承された事項ですので、まとめて事務局から報告していただきます。よろしくお願いいたします。

### ○本針政策課長 入管庁政策課長の本針でございます。

それでは、議事（1）及び議事（2）について御報告をさせていただきます。

まず、議事（1）特定技能2号の対象分野追加について御報告させていただきます。

資料は1-1と1-2でございます。資料1-1が特定技能2号の対象分野追加の概要で、資料1-2が「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」という閣議決定そのものでございます。

資料1-1を御覧ください。

この上側部分には、特定技能制度の概要が書いてあるわけですが、下の部分を御覧いただければと思います。

相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる特定技能1号では、12分野の受入れが可能となっている一方で、熟練した技能が求められる特定技能2号では、「建設」、それから「造船・舶用工業」の2分野でのみ受入れが可能とされていたところでございます。対象分野を追加する場合には、政府基本方針に基づき、追加する分野の運用方針を変更する閣議決定が必要となるところ、9日の閣議におきまして、分野の運用方針を変更し、特定技能1号の対象分野12分野のうち、介護分野以外の11分野を特定技能2号の対象分野とすることが決定されました。

資料1-2を御覧ください。

この改正された分野別運用方針では、各分野の特性に応じて、熟練した技能として適切であると考えられる特定技能2号の具体的な業務内容を定めております。

1枚おめくりいただくと、各分野ごとの運用方針になります。例として1枚目、この閣議決定のところを1枚めくっていただいたものが、ビルクリーニング分野のものでございますが、このビルクリーニング分野の業務内容については、4ページを御覧いただければと思います。

4ページの上から4行目になります。

5の(1)のイですが、特定技能2号に資する業務内容としては、「建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務」というような規定がされているところでございます。

それから、特定技能2号の要件として、試験の合格、それから実務経験を有することを定めておりまして、これもビルクリーニングの関係で言いますと、3ページを御覧ください。中ほど、(2)2号特定技能外国人、ア、イというところで、それぞれ試験、それから実務経験が規定されているところでございます。

アの試験区分につきましては、二つ、特定技能2号の評価試験又は技能検定1級とあります。この各分野が作成する特定技能2号の評価試験につきましては、最初の方でございます。これは、入管庁が試験方針というものを定めており、その方針の中で、技能検定1級と同等水準であることが求められておりますので、今後、この試験方針に基づいて、分野所管省庁において試験問題を作成するなど、その試験実施に向けた準備を進めていく予定です。

本件につきましては、先ほど申したように、6月9日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において了承され、その後の閣議において決定されている状況でございます。

特定技能2号の関係の御報告は以上です。

続いて、議事(2)の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策について御報告させていただきます。

資料2を御覧ください。

総合的対応策について簡単に御説明させていただきますと、この総合的対応策と申しますのは、外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けて取り組むとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を政府一丸となって推進するために、この有識者会議を設けました外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議におきまして、平成30年12月に策定されたものでございまして、毎年改訂を重ねながら内容の充実を図っているというものであります。

本年の改訂におきましては、これも9日金曜日に開催された関係閣僚会議において決定されました。本年の改訂におきましては、この有識者会議の関係で申し上げますと、資料2にありますように、特定技能の新たな分野の追加、そ

れから、技能実習と特定技能の制度の見直しの二つが盛り込まれているということになります。

その抜粋について簡単に御説明をさせていただきます。

1段落目には、特定技能制度の新たな分野の追加、2段落目には、先ほど説明させていただきました特定技能2号の対象分野の追加について記載させていただいているところです。

特にこの特定技能2号の対象分野の追加に関しましては、令和6年4月で特定技能制度が発足してから5年が経過し、令和6年度には在留期間の上限である5年を迎える特定技能1号の外国人が出始めるということで、特定技能2号に円滑に移行できるように、制度を適切に整備・運用することが重要であるという記載がございまして、そのため、計画的に試験を各省と共に実施することが記載されているところです。

続きまして、3段落目でございます。この3段落目以降には、技能実習制度と特定技能制度の在り方に係る検討についての記載があり、その内容につきましては、有識者会議で取りまとめていただきました中間報告書の内容を踏まえたものとなっております。

3段落目には、両制度の在り方について検討を行うという背景、それから、有識者会議における議論の経過、検討の視点などを記載させていただいています。

4段落目、「両制度の在り方を検討するに当たっては」というところで始まる文章ですが、今後政府において検討するに当たっての理念として、日本人と外国人が互いに尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現を目指し、日本が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立った検討を行うこと、法務省と厚生労働省が、今後この有識者会議で取りまとめていただきます最終報告書等を踏まえて、分野所管省庁などと連携し、制度の具体化に取り組むということを記載させていただいているところでございます。

この同じページの下から7行目からは、中間報告書の論点ごとに検討の方向性を記載させていただいているところでございます。

その中で、一つ目の1ページの下から7行目に、一つ目の論点の「制度目的と実態を踏まえた制度の在り方について」の部分について、少し御説明させていただきます。

中間報告書では、人材確保と人材育成を目的とした新たな制度の創設に当たりまして、技能実習制度を廃止というような記載がされていたところでございますが、総合的対応策においては、実態に即して発展的に解消という表現を使用しているところでございます。この廃止という表現につきまして、有識者会議をはじめ関係各所において様々な御意見があったところでございます。総合

的対応策を取りまとめていく中で、廃止という表現は、現行の技能実習制度を即刻取りやめるかのような誤解を生むなどの指摘があったことから、現行の技能実習制度が有する人材育成機能など優良な面は新たな制度においても維持すること、また、制度を実態に合わせて抜本的に見直すという趣旨が適切に伝わるように、実態に即して発展的に解消という表現とさせていただいているところでございます。

以上が総合的対応策の施策137番、この有識者会議に関連する部分の報告になります。

総合的対応策のその他の施策につきましては、参考資料2で、やや細部になりますが、添付していますので、確認いただければと思います。参考資料1で、その概要というものも記載させていただいております。

御報告は以上でございます。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ただいま御報告いただいた件について、何か御質問等がございますでしょうか。御質問がある方は挙手でお願いいたします。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 特定技能2号の対象分野の追加の件ですが、対象分野の追加につきましては、4月24日の特定技能2号の対象分野追加に関する報道がなされ、前回の有識者会議においても、有識者会議の御担当課である出入国在留管理庁政策課が、この有識者会議と、それから特定技能2号の分野の追加関係を両方も担当されているということで、この場においても情報の共有を頂きたいとお願いをしたところであります。

6月9日に特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更が閣議決定され、受入れの必要性や今までの受入れ見込数の確認、それから、令和5年度における特定技能1号の受入れ上限人数の設定などが記載されています。

在留資格として「特定技能」が制度創設され、在留期限である5年が近付いてきていることは事実であります。また、ここ数年はコロナ禍による入国ができなかったという影響が大きいとはいうものの、各分野で受入れ人数の増減の格差が見られていると思います。

業を所管されている各省庁におかれましては、適正にその必要性や人数枠などの算出をされていることとは存じますが、やはり算出根拠として、業界や分野の団体からの要請など、実態が分かりにくい点もあることから、例えば、公労使から、そういう団体から要請のある業界・分野のヒアリングや会合などを設けて、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえつつ判断していただく仕組みを作り、その上で閣議等に諮っていただく形式がよろしいのではないかと考

えております。

以上でございます。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 今回の令和5年度改訂の外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策で、先ほど出ました技能実習に関する表現ぶりについて、「発展的に解消して」という表現になった点ですが、有識者会議の中間報告書等、その趣旨において大きく異なるものではないと理解いたしましたが、「発展的に」と言われますと、これまで問題がない良い制度だったけれども、これをより良い制度にするというような印象も与えかねないところがあります。

しかし、技能実習制度では、残業代の未払いやあるいは暴力であったりや妊娠などを原因とする帰国の強制などの、通常の労使関係では考えられないような人権侵害があって、内外で厳しい批判を受けてきたということも、有識者会議の出発点であると理解しております。こういった人権侵害の事案の原因になる構造的な問題を直視して、構造的な問題を解消した新たな制度を提案するというのが、この有識者会議のミッションであるということは、是非内外に示し続けていただきたいと思っておりますし、この会議でも意識すべきではないかと思っております。

もちろんその一方で、現在、技能実習で受け入れている職種について、受入れの門戸を閉ざすことを意図しているわけではない。むしろ必要な職種に必要な人を適正に受け入れる制度をとっていることを考えているということも、メッセージとして届けることも必要であって、その双方についてバランスよくメッセージを届けていただきたいと思っております。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見ございますか。

ほかに御質問ないようでしたら、次の議題に移りたいと思っております。

### (3) 論点(案)について

○高橋座長代理 続いて、議事(3)「論点(案)について」です。

事務局から論点(案)の内容について御説明いただきたいと思っておりますが、前回の会議において、複数の委員から検討のスケジュールを示していただきたいとの御要望がありましたので、まずは今後のスケジュール等について、事務局から御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○本針政策課長 今後の有識者会議のスケジュール等について御説明いたします。

委員の皆様には、本年の秋頃をめどに、最終報告書を取りまとめていただけ

るような日程感で御議論いただきたいということをお伝えさせていただいてるところでございます。

有識者会議の開催頻度につきまして、基本的には前半と同じようなイメージで、1か月に1回程度の開催を想定しているところではありますが、状況に応じて開催頻度が変わり得るという中で、御相談させていただきながら進めさせていただければと思います。

本日、後ほど論点（案）について御議論いただこうと思っておりますが、皆様から頂いた御意見を踏まえて、次回の会議において論点を決定し、次回、それから次々回2回にわたって、それぞれ論点の前半、後半について、皆様の御意見を一通り頂きたいと考えているところでございます。

その後、有識者会議の議論が効率的かつより充実したものとなるよう、その御議論の進捗に応じ、皆様の御意見を取りまとめた形で、事務局から資料等を提示させていただき、また、議論を深めていただくというようなことを考えているところでございます。

それから、前回の会議において、今後、議論していくに際して、統計データ、それからヒアリングの御要望があれば事務局に御連絡いただくように御案内させていただいたところございました。委員の方々から多くの御要望があったところがございます。統計データについては、事務局で精査しており、準備が整ったものから、可能な限り、次回以降、その関連する論点の御議論の場でお示ししたいと考えておりますので、いましばらくお待ちいただくようお願いいたします。

それから、ヒアリングについての御要望もございました。これについても、ヒアリング先からヒアリングできるように調整してまいりたいと考えているところがございますので、よろしく願いいたします。

以上が、今後のスケジュール等の御説明になります。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ただいま御説明いただいた件について、何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

是川委員、どうぞ。

○是川委員 ありがとうございます。

スケジュールについて、どうもありがとうございます。

次回、次々回と論点の決定や、論点の全体に関して意見を出して、あと、事務局の方でいろいろと取りまとめた案というのを順次お示しいただくという御説明があったところですが、私から一点御提案がございます。中間報告書も取りまとめ、最終報告に向けて、今、こうして議論を進めていくわけですが、時間も限られております中、今後の議論の見通しをよくするため、中間報告書

を踏まえ、最終報告に向け各委員が考えるあるべき制度の全体像及びそこで鍵となるポイントについて、プレゼンをすることを提案したいと思います。

それぞれ委員の抱える業界としての課題や、また、専門性も異なる中、各個別の論点というだけではなく、全体としてワークする制度を設計する必要があるかと思えます。なかなか一挙に全てを満たすということは難しいわけではありますが、そういった点についてアイデアを出し合うということが非常に重要ではないかと考えた次第です。

つきましては、その次回以降の会議で、適当なタイミングで、希望者から1人5分、10分程度という形でもよいかと思えますので、そうした機会を設けてはどうかと思えます。

以上、御提案です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

今、是川委員から御提案がございました。ポイント等についてのプレゼンの機会をとということですが、いかがでしょうか。よろしければ、もしそういうプレゼンの御要望がある場合には、次回の会議においてプレゼンする場を事務局に設けていただきたいと思います。具体的に御希望の内容、所要時間含めて、事務局までお知らせいただく。その上で、プレゼンしていただくということにしたいと思えますが、皆様それでよろしいでしょうか。

事務局もそれでよろしいですか。

○富田委員 次回は2週間後ですよね、確か。次回にと言われると難しいと思ったりもするのですが。

○福原審議官 原則としては次回を考えておりますが、どうしても準備の都合などの関係で、次回は難しいけれども次々回であればということであれば、それは柔軟に対応したいと思っております。

ただ、原則的に、これは義務ではなくて、希望制であることを前提にお伝えさせていただきます。

○高橋座長代理 議論が前半と後半に分かれますから、それに応じて、プレゼンしたいポイントがもし後半であれば、2回目でプレゼンということでもよろしいのではないかと思います。そのような感じでよろしいですか。

○福原審議官 それは、事務局の方でも考えてみます。

○高橋座長代理 富高委員、どうぞ。

○富高委員 ありがとうございます。

各委員のプレゼンをお聞きすることは望ましいですが、恐らくこの後の取りまとめに当たっても、議論する時間がかなり限定されることが想定されます。プレゼンの時間を設けることで議論する時間が削られないようにすることも重要であり、会議の回数などについては、柔軟性をもって御配慮いただきたいと思います。



思います。

○高橋座長代理 座長がいらっしゃらないので、私の一存では申し上げられないですが、時間が足りなければ足さないといけないと思います。そこは事務局もよろしくお願ひしたいと思います。

ほかに御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに質問がなければ、事務局から論点（案）の内容について御説明いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○本針政策課長 資料3を御覧ください。

最終報告書の取りまとめに向けた論点（案）でございます。

委員の皆様には、先ほど申しましたように秋頃に取りまとめていただく予定の最終報告書におきまして、先般の中間報告書でお示しいただいた検討の方向性について更に御議論を頂いた上で、具体化するべく議論をして、その制度、運用の在り方についてお示しいただきたいと考えております。

そのため、本日お示しいたしました論点（案）につきましては、中間報告書におきまして、最終報告書の取りまとめに向けて具体的に議論するとされた事項を中心に整理して作成したものでございます。

また、全体の構成といたしましては、中間報告書での整理に沿った議論がしやすいように、基本的にその前半で御議論いただいた論点の並びに合わせて整理させていただいているところでございます。お示しした論点、この枠囲みになっている大きく全部で九つの論点を記載させていただいているところでございます。九つ全て同じ時間を掛けてというところではございません。時間の制約もある中で、議論をいろいろしていただくということで、いわゆる各論点に応じてその深さやめり張りというところも含めて、時間配分等もしていく必要があるかと思っております。

例えば、前半の御議論の中で言うと、例えば、論点「4 転籍の在り方」については、委員の方々からも幅広いいろいろな御意見、また、今後、ポイントとしてもいろいろな観点を頂いていたと思いますので、そういったところについてはしっかり時間を掛けて御議論いただくことになるかと考えているところではございます。

本日、後ほどこの論点案について御議論いただくことになるわけですが、その際に、各論点の中でどこまで御議論いただくかという御意見等についても、可能な限り頂けますと、今後議論を深めていく際の着眼点の深さ、幅というようなものも含めて、議論ができるのかと思っておりますので、可能な中で御議論、言及いただければ有り難いと思っております。

その上で、先ほど申し上げましたとおり、有識者会議の議論が効率的かつより充実したものとなるように、議論の進捗に応じ、適時事務局の方からも意見

を取りまとめた形での資料の提示などもしていきたいと考えております。この点につきましても、委員の皆様からの御意見を踏まえまして、柔軟に対応していきたいと考えているところでございます。

それでは、論点（案）の内容につきまして御説明をさせていただきます。

まず、論点1でございます。「新たな制度及び特定技能制度の位置付けと両制度の関係性等」ということで、その2以降が各論という関係にございますが、各論をスムーズに御議論いただくための前提、委員間での共通認識を図っていくことが重要と考えましたので、総論的な論点を設定させていただいているところでございます。

論点1は、中身的には中間報告書でお示しいただいた検討の方向性の確認的な部分もあろうかと思っております。その上で、例えば、家族帯同の在り方を含めた在留資格制度上の整理や企業単独型技能実習等の取扱いなど、制度全体の取組に関連する事項については、この総論部分として、論点1で御議論いただきたいと考えているところでございます。

論点2以降につきましては、これは各論として御議論いただきたい事項として書かせていただいているものでございます。そのうち、論点2、それから論点4、論点5、論点9、この四つにつきましては、主に技能実習制度に替わる新たな制度を中心に御議論いただくことを想定して設定しているものでございます。論点3と論点7、それから論点8につきましては、新たな制度と併せて特定技能制度においても御議論いただくものということを想定して、記載させていただいているところでございます。

また、前半の議論の中でも御意見がありました特定技能制度につきましても、先ほどの新たな制度でいうと論点5に対応する論点として、論点6ということで、特定技能制度についての論点を設定させていただいています。

また、2ページの一番下にありますが、最終報告書の取りまとめに向けて御議論いただく際の留意点としまして、「各論点を検討するに当たっては、現行制度から新たな制度に円滑に移行するための経過措置等の在り方についても併せて検討する」と記載されておりますので、現行制度から新たな制度への円滑な移行についての在り方についても留意しながら、御意見を頂くようなことを想定しているところでございます。

なお、参考資料3、参考資料4は前半のときにお示しした資料を、基本的に数値が新しいものが出ているものについてアップデートし、御議論の参考としていただくようなことを想定して、付けさせていただいております。

説明は以上でございます。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

それでは、論点案について議論を進めたいと思いますが、本日御欠席の末松

委員の御意見を机上配布させていただいておりますので、御参照いただきたいと思ひます。

それでは、ほかに御意見がある方は手を挙げていただくようお願いしたいと思ひます。

市川委員、どうぞ。

○市川委員 具体的な論点について、本日机上で配布していただきましたものを見ていただきながら説明するのが分かりやすいかと思ひます。

論点の中で、まず論点「4 転籍の在り方」についてですが、「(4) 転籍先を速やかに確保する方策」については、特定技能でも同様の問題があるので、「特定技能を含む」という点を入れた形にしてはどうかということでございます。ただ、先ほどのお話では、技能実習中心にということでありましたので、この項目で出るのかどうかという点については、また別途御検討いただければと思ひます。

それから、論点4に(5)として加えるべき論点として、転籍に当たって、あるいは「留学」や「家族滞在」といった他の在留資格から今般の新たな在留資格に変更しようとして、職を探すというようなこともある。そのようなときに、非正規なブローカーなどが国内でもぼっこするようなことになってはいけない。労働者や雇主が食い物にならないようにする必要があります。このためには、監理団体だけに転職のあっせんの役割を担わせることは無理があるように思ひます。ですから、適切な職業紹介が行われるように、職業紹介の担い手の問題、職業紹介の充実ということも論点として付加すべきと考えまして、(5)のような論点を提案いたします。

次に、「5(5) 外国人技能実習機構の役割に応じた体制の整備等」ですが、特定技能制度では、外国人技能実習機構に当たるような機関が存在しないという指摘もされておりますので、対象となる在留資格の範囲という点も加えるという提案をしておりますが、これも論点4の(5)としてではなく論点6の中で議論されるということでも差し支えないと思ひます。

続けて、5の(6)として加えるべき点ですが、これは末松委員もおっしゃっていますが、この支援、保護の局面では、監理団体と技能実習機構に支援を委ねるだけではなくて、身近なところで母国語で相談できる。それから、秘密を守られて、解決に向けてつながる場所が存在するということが必要なんだろうと思ひます。先ほどの外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の中で、一元的相談窓口を各自治体に設置し、拡充して、それで関係機関との関係を強化するということが挙げられており、これから受け入れる地域の人数も拡大していくとすれば、やはりこの一元的相談窓口を国が支援しながら、各自治体で充実させて、労働関係についても対面で相談できるような場所を作っていくと

ということが、支援・保護のもう一つの方向性だと思います。それで、この（６）を加えるということをご提案いたします。

次に、論点「７ 国・自治体の役割」ですが、労働問題に限らず、外国人労働者とその家族の社会生活のオリエンテーションや、医療の相談、家庭問題、あるいは教育等の問題、これは技能実習機構や監理団体だけで対応することは難しいと思いますので、（４）としてもう一つ論点を追加することでいかがかと考えております。

次に、論点「８ 送出機関及び送出しの在り方」ですが、（１）で送出し国側の送出機関の問題が挙がっておりますが、もう一つ、（３）として、新しい制度の仕組みの問題として、受け入れる日本側の採用方法の在り方の論点は避けて通れない課題として加えるということをご提案いたします。具体的に申しますと、現在、特定技能制度において、入国に当たり労働者側が支払っている費用は、データから見ると、かなり技能実習よりも低く済んでいるということが推定できます。特定技能制度では、採用方法として、受入れ側の直接採用や民間の職業紹介事業者のあっせんもありますし、監理団体によるマッチングを所与の前提で考える必要はないだろうと思っております。

それから手数料の問題、それから入国までに関わる時間の問題などに関係しますが、求職側については、日本語能力や技能などについて、それから求人側についても、受入れ企業としての必要な要件について、透明で客観的な基準を設けて、迅速に認定するということが課題だと思います。

それから、技能実習では、送出機関、監理団体、受入れ機関を経ていく間に、示される労働条件が変わってしまうといった問題も聞きます。ですから、日本の公的機関が送出国で受入れ事業者の情報を提供することも考えられます。

最後に、若干戻りまして、論点８「（２）外国人の来日前の手数料負担を軽減させる方策」ですが、軽減させるというのは、手数料負担を外国人にさせることはやむなしということから出発しているように読めますので、他方でILOの181号条約を日本が批准していることや日本の域外であっても、日本に来る労働者との関係では手数料負担を所与の前提としないということを示す意味では、例えば、手数料負担をなくす方策、あるいはなくす方向での方策といった書き方にするのがよいのではないかと考えております。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 まず、資料３の「４ 転籍の在り方」ですが、転籍だけでなく転職した場合の取扱いについても検討すべきではないかと思っております。

本来の制度の枠から飛び出した場合であっても、何らかの犯罪に手を染めた場合は別ですが、何らかの仕事に就いている場合に、その外国人材をどのように取り扱うのか、制度への復帰のチャンスを与えるのか、制度的にどのような工夫ができるのか検討すべきではないかと思います。

その必要性につきましては、繰り返しになりますが、社会の安定にとって外国人材を安易に非正規滞在者として取締り・摘発の対象に追いやってしまうようなことがあってはならないと考えるからです。それから、改めて総合的対応策を通して読んでみますと、摘発強化の文言が随所に出てきます。法令に違反した者の取締りは必要なことですが、少し強く出過ぎている感じもいたします。それが1点。

それから、2点目は、国・自治体の役割の箇所でも議論いただくのかと思いますが、新たな制度の下で来日することになる外国人材についても、地方と大都市圏における就労環境、生活環境の格差是正の在り方について検討する必要があるように思います。総合的対応策を見ますと、特定技能外国人については、かなり詳細に書き込まれていますが、新たな制度の下で来日する外国人材についても、基本的に同等の対応が取られるべきではないかと思います。

それから、最後に3点目は、「8 送出機関及び送出しの在り方」です。(1)は「送出機関の適正化等の在り方」と書かれていますので、ここで読めるとは思いますが、更に一步踏み込んで、マッチングの充実をどこまで施策として組み込む事ができるのか、簡単ではないとは思いますが、検討すべきではないかと思います。送出し段階における外国人材と受入れサイド双方の納得性をどこまで高めることができるかは、入国後のトラブル抑止に大きく関わると思うのです。送出し段階における納得性に不備があれば、来日した外国人材は、ことごとくに話が違ふといった思いに捉われ、なかなか制度が期待しているとおりに生活・就労し、キャリアアップしていただくというふうにはならないのではないかと思います。いわゆる失踪にも繋がりがねませんので、この点は非常に重要であると思います。

ただ、相手先国は主権国家であり限界はあると思いますが、例えば、送出機関の監督指導に係るキャパビル支援のODAプロジェクトを提案するなどの施策も含めて、いろいろ打つべき手はあると思います。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。

是川委員、どうぞ。

○是川委員 ありがとうございます。

各論点につきまして、私の考えを述べさせていただきたいと思います。

まず、人材育成機能や職種、分野等の在り方に関する部分ですが、人材育成機能につきましては、実効的な制度を作る必要があると思っております。それに当たり、これまでの会議でも発言したところですが、技能検定の運用の実態について、やはり所管される厚生労働省から、もう一度御説明いただく必要があるのではないかと思います。

また、この有識者会議及び中央省庁の行政官もそうですが、マニュアルワークにおけるスキル形成に関しては、やはりどうしても実体験が乏しいということもありますので、この点に関して現場に精通している分野ごとの専門家の意見もきちんと聞く必要があると考えます。その上で、転籍制限やインセンティブ等の制度設計も併せて行っていく必要があると思っております。

2点目といたしまして、受入れ見込数の設定などの在り方についてですが、特定技能2号の分野拡大が、今般、閣議決定されたところですが、特定技能2号の実務要件については、分野により、単なる実務経験でよいとするもの、日本国内の経験に限るもの、あるいは監督者としての経験を要するものなど様々です。更に技能に関する評価基準は、技能検定1級と同等ということで、合格率はおおむね3割程度となることを見込まれるといった報道もなされています。こうした実務要件や、また、そもそも特定技能1号の試験の合格率自体が、現状においてかなり幅があるという中で、分野間の特定技能2号の難易度の均衡をいかに取っていくかということは、非常に重要となると思っております。

その心といたしましては、特定技能2号試験の合格率は、我が国における外国人労働者の供給量全体を左右する重要な指標となるのではないかとということです。特に新たに創設する制度において、各自治体、事業者といったアクターがその制度に参加するかどうかのしきい値をも決定することになると思われ、言わば金融政策における政策金利のような役割を果たすことになると思われます。例えば、供給過多であれば、育てるより安く雇った方がよいということになるでしょうし、逆に非常に難易度が高ければ、やはり育てても雇用したいと、そういった損益分岐点を決定する要素になるのではないかと思われます。

よって、新たな制度では、受入れ見込数の設定の在り方について、特定技能制度と両制度ともに議論するということがありますが、その際、透明性、予見可能性など、手続的な面に配慮して議論するということは、これまでも確認されているところですが、それに加え、より実務的なところでは、合格率及び合格者数をモニタリングの指標として常時見ていく、各種国家試験の試験委員会のような場で、全分野を一律に見ていくといったようなことも、一案として考えられるのではないかと思います。

すみません、長くなって恐縮ですが、転籍の在り方についても一言述べさせていただきます。転籍制限につきましては、転籍制限ありきという議論ではな

く、人材育成の在り方をしっかりと検討した上で、真に必要とされる場合に、最小限に設けることが重要であると考えます。人材育成機能は新たな制度の本質に関わる問題ではありますが、一方で、転籍制限は単にそのための多くの手段の一つにすぎず、一方を認めれば他方が自動的に付いてくるといったような形で議論を進めることは適当ではないと思います。実際に中間報告書が出た後の各種報道においても、転籍制限即人材育成と、そこがバーターになっているかのような形で中間報告書を論ずるような向きもございますが、転籍制限憎しの余り、育成機能の重要性まで否定するようなことがあってはならないと思っております。

続きまして、国・自治体の役割についてですが、現在、各分野において、特定技能に関して、司司で対応しているといったような状況がありますが、今後、各分野における積極的な政策を推進していくに当たり、分野ごとに各産業分野の成長戦略の一部として、積極的に位置付けていく必要があると思います。

こうした点について、この会議でも、各所管官庁の考えや、それらを全体として束ねたようなもの、あるいは地方自治を所管する総務省からも、自治体におけるこうした外国人雇用政策におけるモデル施策例などを取りまとめ、考案して、この会議でプレゼンしていただくといった必要もあるのではないかと考えております。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

是川委員は、今、4点おっしゃいましたが、1番目におっしゃった検定の実態等々について、ここについては、事務局で検討をお願いしたいと思います。

ほかに御意見ございますでしょうか。

北海道庁が手を挙げておられます。

北海道庁、いかがでしょうか。

○鈴木委員（代理） 北海道経済部労働政策局産業人材担当局長の岡本と申します。よろしくお願ひいたします。

本日、知事が他の業務のため欠席ですので、私から知事の意見等についてお伝えさせていただきたいと思ひます。

机上に資料を1枚配布させていただいておりますが、論点（案）の「2 人材育成機能や種類・分野等の在り方」と、あと先ほど出ていますが、論点「4 転籍の在り方」の項目に関しまして御意見を申し上げたいと思ひます。

これにつきましては、これまでも道の意見として述べさせてきていただいておりますが、まず一つ目といたしまして、来日時等のコストへの対応策についてですが、日本人を雇用した場合と同様に、技能修得には一定期間が必要なことや受入れ費用の負担、事業計画等の観点から、ほとんどの事業所で一定期間

の在籍を望んでいるといった実態の中で、転籍があった場合の受入れ企業側と、転籍先企業の間における来日時のコストや人材育成のコストへの対応策につきまして、論点項目の中で御議論していただければと考えております。

また、技能実習生の日本への入国の際に、地方出入国在留管理局での在留申請や在外公館での各手続に加え、外国人技能実習機構での実習計画の認定などの手続が必要であり、これらの各手続に時間を要し、受入れ企業に配属されるまでに、半年以上掛かるといった声もございますので、技能実習制度の見直しにより、転籍制限が緩和されるという方向であれば、転籍に伴う後継の速やかな確保のためにも、入国手続の円滑化についても併せて御議論いただければと考えております。

私からは以上でございます。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

転籍制限の有無にかかわらず手続を早くするというのは必要だと思うのですが、そこは事務局でまた考えていただきたいと思います。

ほかに御意見はございますでしょうか。

山川委員、どうぞ。

○山川委員 ありがとうございます。

今回の論点（案）はよくまとまっていると思います。特に総論がかなり重要かと思えます。

先ほど是川委員からもお話がありましたが、この総論が他のいろいろな各論の論点に影響が与えられるような関係にあると思います。詳しくは後にプレゼンの機会があるということですので、ごく簡単に申しますと、いつも申し上げておりますが、今回の資料で言いますと、特定技能関係の資料1の図ですが、この図で、今回新たな制度も導入した場合の相互の関係が非常に重要になるかと思えます。

例えば、技能実習でスキルアップして、スキルレベルが上がったことをしっかりと確認して、言わば特定技能に移るということであると、そのようなプログラムを設定するのが適切かどうかという観点から技能実習を考えていくこととなりますし、また、試験ルートもありますので、緑色の特定技能1号が、今で言う技能実習よりも下の方に来てしまっただけでは、制度全体の整合性が欠けるということになるかと思えますので、そういった関係から、例えば、この論点1の（3）で、関係性というのが重要になると思いますが、家族帯同も重要ですが、より労働に直結した点では、例えば、受入れ人材の水準といったものが入ってもよいと思ったところです。これが1点目です。

2点目が、各論の方で、論点5についてです。

監理団体の「監理、支援、保護の在り方」で、（2）は受入れ企業の要件と



あるのですが、(1)に要件がないのは、これは特に意図されたものではないかと思いますが、ここにも要件が入ってもよいのではないかと。特に支援というのが、転籍制限を緩和することになると、ある種、転籍を妨害しないという当然のことだけではなくて、転籍をより支援するような役割も、監理団体は果たし得る。そのためには中立性や、それから、メンバーの企業が複数いるということが要請されると思いますので、ここの支援に転籍支援も含まれるような、ここはそこまで書かなくてもよいかもしれませんが、それと、あと要件面でそういうことも考えるということがあり得るのではないかと思います。

3点目です。2ページ目の論点8のところですが、これは、先ほど市川委員と樋口委員がおっしゃられたことと同感で、言わば全体をまとめると、多分マッチングや仲介機能の適正化と充実ということになるかと思いますが、それは、国外の問題だけではなくて、国内においてもマッチング仲介機能を適正化して、更に充実させるということがあり得るのではないかと。それは、今回の参考資料2の総合的対応策の資料ですと、32ページの「ウ 悪質な仲介事業者等の排除」や「ア 特定技能外国人のマッチング支援策等」に既に入っていることですので、こちらの会議でも国内の問題、例えば、日本の職業安定法等がどのように適用されていくのかや、あと、先ほどの監理団体の手続支援もそれに近いと思いますが、そういう形でマッチング仲介を国外・国内を問わず広く議論してもよいのではないかとということで、論点8として「(3) マッチング仲介の適正化」、あるいは「充実」ということを追加してはいかがかと思いました。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

黒谷委員、どうぞ。

○黒谷委員 非常に論点がまとめられていると思いますが、一昨日香川県に出張で行きまして、技能実習制度が廃止という全くなくなるようなイメージがやはり現場にまだあり、そういうことを考えると、この論点1の新しい制度と特定技能制度の位置付けというのは、しっかり議論して、どのように位置付けて関係性があるのかというのを早めに議論してと言いますか、現場にも分かってもらえるように進めていけばよいのではないかと考えております。その関係性は、どうしても何かなくなってしまうんじゃないかなどというのがまだ根強いので、その位置付けをしっかりと議論したらよいかと思ったところであります。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

佐久間委員、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

この最終報告書の取りまとめに向けた論点と、最終報告書のこの骨子というか、その項目が混同してしまう感があります。これは報告書の項目としてももちろん使われていくのでしようけれども、まず、論点ということであれば、特段私は異論はありません。

技能実習制度から発展的に解消して、新しい制度へ移っていく前提として、その新しい制度、そして、特定技能1号を含めて、飽くまで「在留期間の通算に含めない、家族帯同を認めないなど、いわゆる移民政策でない」とした制度当初の考え方を尊重しながら、日本人の雇用を妨げない範囲で、日本人が集まらない業種、職種、現状の景気が徐々に拡大していけば、不足業種、職種というのは結構多いですから、やはりこれは極めて人手不足な業種、職種について対象化にしていくことが重要ではないかと考えています。大都市部だけに海外からの人材が集中するようではなく、地域の中小企業に人材が確保できるよう、特定技能の考え方である分野ごとの不足人数や受入れ人数と、現状の技能実習制度の企業ごとの受入れ可能人数の両面で、その受入れを考えていく必要があると考えています。

その上で、技能実習の職種、作業と、特定技能の分野をシームレスに連結する方策案をいかにして行うか。新しい制度の対象となる機関についても、私の考え方とすれば5年としていただいて、前半の3年は人材育成の期間、後半の2年はもちろん人材確保を主眼として、この間の転籍については、前半は賃金や大都市部に行きたい等の理由については、これは認めず1回や、又は労働契約法の考え方に沿って1年ごとに認める。その際の転籍費用についても、根拠を明確にさせていただき、転籍先の事業主が負担する。入国後の共生を高めるためにも、日本語教育というのは重要なので、N5が取ればよいと思いますが、これを習得させることが必要ではないかと思えます。

また、悪質な送出機関の抽出や選定については、ヒアリング等をお伺いしても、政府間の交渉となるため、JICAなどの公的機関であっても、現状、権限に限度があることから、取締り、処罰することは難しい状況ではないかと思えます。そのため、入国後、失踪、行方不明になる実習生や、特定技能外国人、送出機関や監理団体の行動に目を光らせていく必要があるのではないかと考えています。そこで、名称が変わることが考えられますが、外国人技能実習機構の機能拡大と充実に期待していきたいと思えます。

なお、6の(1)で記載されている特定技能の見直しについても、ここの項、これは論点のところなので、もう少し項目を広く見るべきだと思います。手数料に上制限を設けることと、支援10項目を自分のその機関で行えないような登録支援機関は、排除等を含めて取扱いについて協議していくことが必要です。

あわせて、今後、試験ルートの特定期間外国人については、日本語教育、共

生のための支援実績とノウハウのある監理団体に委ねていただくことも得策なのではないでしょうか。

以上でございます。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

大下委員、どうぞ。

○大下委員 ありがとうございます。

論点の設定には大きく異論ございません。

進め方のところで御質問すればよかったですのですが、前半と後半に分けるとい  
う、その前半と後半は、どこで分けるのかという点を確認させていただきたい  
です。

技能実習の後継制度と特定技能制度との関係で、全体の大きな枠組みがどう  
いう方向になるのかということについて、委員間でイメージが異なる中で論点  
2以下の議論をした際に、後で整合性を確認したときに、そごが出てきてしま  
うことを懸念しております。例えば、今回の論点（案）でいうと、前半は制度  
そのものに関わる建て付けについての項目、後半はその周辺を支える機能につ  
いての項目になっていると思います。ついては、そこで分けていただいて、前  
半の議論をするときは、技能実習の後継制度も特定技能制度も、この枠組みの  
中で議論するという認識をある程度共有できている方が、行き違いがなくてよ  
いと思っております。前半の議論、後半の議論を行った後で、うまく整合性が  
取れないという状況になってはいけないと思っており、冒頭の話に戻りますが、  
今の時点での事務局の方で前半と後半というところをどうお考えになられてい  
るのか、ここまでの御説明の中で御説明があったのかもしれませんが、改めて  
お聞かせいただけると有り難いと思えます。

○高橋座長代理 事務局、お願いします。

○本針政策課長 もともと前半、後半と言ったときには、大きなイメージとして  
は、これは9項目あるうちの四つくらいを念頭に置いていたところではござい  
ます。

ただ、先ほど是川委員の方からプレゼンの話や、本当にこの時間が足りるの  
かという問題は別にあるかと思いますが、事務局では、そういうイメージで考  
えていたところ、順番に上から御議論いただくようなことをイメージしたとこ  
ろです。

○大下委員 論点1から順番に一個一個やると、一個一個の時間が、かなり細切  
れになる可能性もあるという気もしており、繰り返し申し上げますが、個々の  
項目は相互に関連している部分があるので、ある程度、例えば、論点2と論点  
3で言えば幅と数の話ですので、ここをまとめてやります。転籍の部分は1個

にしますや、あと、論点5と論点6というのは、ある種支える機能のお話ですので、それ以降の部分は共生社会も含めてより幅広い話ですので、何かその辺でもう少し大枠で議論していただいて、時間を取っていただいた方が、議論が適切に進む部分もあると思っております。

私からは以上です。

○高橋座長代理 項目によって軽重は当然あると思うので、均等に時間割を作るわけではないと思いますが、ただ、やはりお二人おっしゃっていますが、全体の枠組みに関わる部分ですから、論点1と、あるいはそこに関連する部分、ここは前半できちんと議論して、皆様の頭の中のイメージが合うようにしておかなくてはいけないという気はします。自然に論点1から議論することにはなると思いますが、そこで皆様の頭の中が同じになるようにということは念頭に置いて、少し時間を取ってでも議論しないといけないと思います。

ただ、そこで一緒になっても、多分各論になってくるとまたイメージが変わってくるので、そこはそれで、また各項目はやらなくてはいけないとは思いますが、事務局に工夫いただきたいと思えます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

富高委員、どうぞ。

○富高委員 ありがとうございます。

論点(案)については、おおむねこの方向でよいと思えます。

先ほど是川委員からもありましたが、新たな制度の目的とされる人材育成は、非常に重要なものだと思います。

さらに、人材確保・定着のためには、当然のことながら継続的な人材育成が必要ですので、両制度の対象職種や分野の全てにおいて、適正に人材育成が実施されるような仕組みを検討すべきです。また、これも従前から申し上げておりますが、その人材育成と処遇向上はセットだと考えておりますので、最終報告書の取りまとめに向けては、同等報酬規定の実効性を確保するために例えば、外国人材の受入れ競合国の取組なども参照しつつ、賃金や処遇の在り方についても検討が必要だと思います。

対象職種や分野の在り方については、具体的にはこれから議論を行うのだとしても、先ほど報告いただいた「特定技能2号分野の追加」が表しているように、必要性や妥当性が明確に示されないまま、当然のように追加されたことを踏まえれば、決定プロセスに問題があると考えておりますので、その透明性確保は今後の見直しの議論において主要なポイントになると思えます。新たな制度と特定技能の職種・分野を一致させるかどうかということを含め、丁寧に検討することが必要だと思っております。その際には、例えば、技能実習制度においては、職種や試験内容の妥当性について、審議会などで検討するようなプロ

セスが設けられておりますが、特定技能制度にはありません。そういったプロセスを含め、透明性が確保される方策について、「受入れ見込数の設定等の在り方」と併せて、まとめていく必要があると考えます。

「5 監理・支援・保護の在り方」、また、「6 特定技能制度の適正化方策」についてですが、登録支援機関については、単に要件を厳格化するだけではなく「登録制」でよいのかということも含めて検討が必要だと考えております。適格性や質の担保、また、特定技能外国人に対する支援の必要性を踏まえれば、「許可制」とした上で、要件を厳格化していくことも必要ではないかと考えております。さらに、登録支援機関には、特定技能を活用する企業を適正化する役割などを果たせることが重要ではないかと考えております。

その点に関連しますが、外国人技能実習機構の役割について懸念があります。前回も申し上げましたが、新たな制度と特定技能制度の見直し、適正化を実効的なものとするためには、国による一元的な監督機関の体制整備や、指導監督の強化が重要だと考えています。これから外国人労働者がますます増加する中で、仮に、外国人技能実習機構が新たな制度と特定技能制度、両方の監督指導を担うという形になると、相当な人員や財源が必要になることが想定されます。それが本当に実現できるのかという懸念です。もしできないとすると、どのような形で実効性を担保していくのかということも考えなければならないと思います。両制度全体の底上げや適正化をするために、外国人技能実習機構としてどういったことができるのかという観点から議論をしていくことが重要だと思いますし、それが先ほどの登録支援機関の許可制・厳格化・役割の追加にもつながっているということです。

最後に、先ほど説明の中で、論点2、4、5、9は、新たな制度を中心に議論を行うものという説明がございましたが、論点2は、論点3と関連が強いということや、論点9の「日本語能力の向上方策」につきましても、調査結果等でも、特定技能制度でもニーズ等があることが明らかとなっておりますので、余り限定的な議論にしない方がよいと思います。論点の中には特定技能にも共通する部分もあるということを考えれば、「6 特定技能制度の適正化方策」に記載の論点については、佐久間委員もおっしゃっていましたが、少ないように思いましたので、意見として申し上げます。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

堀内委員、どうぞ。

○堀内委員 ありがとうございます。

論点（案）全体については、基本的にカバーいただいているかと思っておりますので、丁寧な議論をしていければと思っております。

具体的な論点については、今後議論していくことになるかと思えますけれども、2点だけ申し上げたいと思います。

1点目は、技能実習制度の企業単独型です。これまでの議論でもありましたように、不適切な事例は大変少ないこと、あるいは技術移転等々に寄与していることは示されておりますので、今般、技能実習制度が発展解消される際にも、同様の仕組みは維持されるべきではないかと考えております。企業単独型の仕組みを維持する方法については、様々な観点から検討を要すると思えますが、企業、それから受け入れる外国人から分かりやすく利便性の高い方法であることが望ましいと考えております。

それから、2点目は、これまでもお話に出ておりますが、特定技能の受入れ見込数の設定方法の透明化でございます。論点（案）で書かれていますとおり、透明性が担保された制度として適正化していくことが重要だと考えております。各指標や取組内容の評価基準が明確にはなっておりませんので、それらを明確にすることで適正化していくことが必要と考えております。

また具体的な議論の際にいろいろと申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

是川委員、どうぞ。

○是川委員 すみません、二度目の発言で恐縮です。

先ほどから何度か御指摘のありました、論点を上から順番にただ行っていくのはどうなのかという点について、私なりにこの論点間の見取図みたいなものを一つ御提案できればと思います。

論点1は「総論」ということで、独立性は高いと思います。恐らく最初に議論すると同時に、最後にもう一度総括するという必要があるのかと思いました。

また、二つ目の論点の塊といたしましては、人材育成に関わる、職場の中のことに関わることとして、2、3、4をセットで論じると、論点として関連性が深いのではないかと思います。育成と転籍はてんびんの両方ですし、受入れ見込数というの、先ほど私の方から御指摘しましたように、制度全体のしきい値を決めると、利回りのようなものを決める部分と思えますので、この三つは一つの塊かなと思った次第です。

また、次に、移動プロセス、労働移動です。国際的な労働移動、あるいは国内の労働移動、そして、そこにおける保護という観点が論点5、6、8が一つの塊としてあるのかと思いました。

また、最後に、支援全般ということで、論点7「国・自治体の役割」や論点9「日本語能力の向上方策」というのは、割と裾野が広いですが、これらは問題として一つの塊なのかなと思った次第です。こちら、飽くまで一つの私のアイ

デアということで、御参考までにとということです。

あともう一点、今、堀内委員からちょうど論点提起があり、実は私も聞こうと思っていたことなのですが、企業単独型の取扱いについて発言したいと思えます。私は以前から気になっていたのですが、企業単独型に関しては、団体受入れ型と違って、技能実習1号と2号、3号のバランスがひっくり返っているという特徴があります。つまり、本来2年間あるので、1号より2号が必ず多くなるのかと思いきや、企業単独型に関しては1年しかいないはずなのに1号が最も多くて、2号、3号に進むと、人数がどんどん減っていくと。こうした数字というのは、企業単独型の受入れのどういう実態を反映しているのかと疑問に思っています。単純な推測として、1号だけ終わって帰っていらっしゃる方がいっぱいいるのではないかと。そうなりますと、要するに移行対象職種ではないので、1号に関して何でもできますという中で、実際にどういう運用をされているのかなというのが素朴な疑問としてありまして、それは新制度において、企業単独型をどう位置付けるかということとも関わってくるかと思えます。この点について、この場でもよいですし、後々の議論でも構いませんので、是非勉強させていただければと思った次第です。

以上です。

○高橋座長代理 企業単独型の場合は、企業独自に人材を育成していくという観点の中で、1年や、あるいは帰国して母国でなどと、お考えになっているのだと思うのですが、その辺の実態が、多分皆様分かっていらっしゃらないということだと思いますから、そこは維持するかどうか、どのように維持するかということを議論する上でも必要なことだと思うので、どこかで実態を一回御説明いただく必要があるかと思いますが、事務局、どうですか。

○厚生労働省（川口参事官） 厚生労働省でございます。

若干補足をいたしますと、確かに企業単独型は様々なパターンがあって、1年だけ受け入れて、その相手国との鉄道協力など、いろいろなパターンで受け入れるというパターンがあることは事実です。

ただ、その人数が逆転しているということに関しては、恐らく令和4年の数字を御覧になったのだと思います。令和4年は、実は団体監理型も含めて逆転していて、例年でいくと、やはり1号よりも2号の方が多いと、これは当たり前ですが、要は令和2年、令和3年と水際対策で新規入国が止まっていた中で、令和4年は大量に1号で入ってきました。だから、過去最高に1号の方が多いのですが、2号の方は、この2年間くらい止まっていたので、2号認定が他の年にないくらい少ないという、その結果だと思います。過去何年間かを見てみると、企業単独型であっても、確かに令和元年もやや1号と2号は近接しているのですが、令和2年や令和3年でも確かに、1号が団体監理型からいった

ら多い、ややイーブンの年だった。団体監理型からいうと、少し傾向は違う気がします。

○高橋座長代理 はい。

○本針政策課長 ありがとうございます。

事務局からも若干補足させていただきますが、企業単独型には、いろいろな使い方があります。前半でヒアリングがあった自動車関係では、いわゆる自動車組立てということで、移行対象職種になっていませんので、2号、3号がない形での企業単独型でございます。これはもう1号しかないのです。そういう意味では1年ということ的前提にぐるぐる回っているんで、当然これは数としては1号しか載ってこないという形態もあります。

次回以降の会議に準備が間に合えばということでございますが、企業単独型の具体的なイメージがつくように、資料も御用意させていただければと思います。そういう中で御議論いただかないと、思い描くものが違うまま御議論いただくと、少し違う結論になってしまうと思いますので、そういったところを、また御用意させていただければと思います。

○高橋座長代理 よろしくお願ひします。

ほかに御意見ある方いらっしゃいますか。

武石委員、どうぞ。

○武石委員 論点については、皆様がおっしゃるように目配りができていると思いました。一点だけ、論点5「監理・保護・支援の在り方」に関連することですが、今の企業単独型と同じように、監理団体というのがどういう状況にあるのかということが、なかなかイメージがしにくいと思います。厚生労働省の方がいろいろなデータをお持ちだと思うので、可能な範囲で監理団体の現状や、1社のみの団体がどのくらいあるかといったもののデータを出していただくと有り難いなと思います。

以上です。

○高橋座長代理 そこは、事務局、大丈夫ですか。

○本針政策課長 御議論に資するような形でできる限り準備をさせていただければと思います。ありがとうございます。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

ほかに御意見ある方いらっしゃいますか。

富田委員、どうぞ。

○富田委員 論点については異論はありません。

お願いが一つあります。特定技能でよく聞くのが、短期間で辞めた結果、あとから本人に請求が来て、これを誰が払うべきかという問題です。在留資格変更に関わった費用や住居に関わった費用などや、あるいは航空券に関わった費



用などは、一体誰がどう負担するものなのかというのを、企業側からも労働者側からも相談を受けます。また、給与明細の中で各種天引きされているものの中で、労使協定で規制が掛かっているものと、技能実習の運営要領で規制が掛かっているものがあり、では、特定技能であったらどうだということが少し分かりにくい。それぞれの在留資格で、どんな費用が予定され、どのような規制が掛かっているのかというのを、一覧にしてもらえると有り難いと思っています。

と申しますのは、労働基準法の問題になってしまえば、労働基準監督署がしっかり動いてくださって、コストを掛けずに解決していくことができます。でも、労働契約法や民法の問題になった瞬間に、労働基準監督署は動けない。弁護士が対応するとなると、とてもコストが高くなってしまって、なかなか現実的な解決というところに持ち込むのが難しいと感じております。制度を考えるときに、実際に外国人労働者がどこで不満を感じているかというところでは、最終的には手取りの賃金が高いかどうかということが一番大きいと思います。そこにあの手この手でいろいろな控除がなされていったり、その前の段階で、職業紹介の規制には引っ掛からないが、レジュメ作成費用や職業面接の支援費用とあって、20万円などという金額を取ったりする方がいます。こういう費用が問題になって、それは本来であれば労働者の負担だけでも、親切で企業が負担してくれているのか。それとも規制があって企業が負担しているのかということを、分かりやすく示していただいて、どこに問題があるかというのを皆様でイメージを共有できればと思いました。

○高橋座長代理 事務局、検討をお願いします。

ほかに御意見ある方いらっしゃいますでしょうか。

黒谷委員、どうぞ。

○黒谷委員 先ほど言えばよかったのですが、これは意見なのですが、今後議論する中で、農業の方は季節性の問題があるので、それは今後の議論の中で特徴がありますので申し上げますが、あとは、今、移行対象職種にない作業、様々な職種などがあるのですが、農業に限らず他の分野からも、この際、今、移行対象職種に含まれていない作業も、新しい制度の中では位置付けてほしいという要望も来ていますので、今後、次の回から議論していただけたらと思っています。

以上です。

○高橋座長代理 ほかにはよろしいでしょうか。

時間はまだありますけれども、大丈夫ですね。

○福原審議官 では、少しよろしいですか。

○高橋座長代理 はい、どうぞ。

○福原審議官 今日頂いた御意見を踏まえて、また論点の整理をさせていただきます。

議論の進め方についても御指摘いただきましたが、事務局としては、まず論点を中間報告書からブレークダウンした形で、細目に落として、そしてこの会議でお諮りをして、議論をしていただくということを正に目的にしています。

通常、この手の審議会が行われた際には、論点ごとに議論して、そして、論点ごとに結論を、方向性を見いだしていくというやり方が、多分一般的に行われるのだらうと思います。ただ、今回のこの問題に関しては、そのやり方は正直申し上げて余り現実的ではないと。まず、論点ごとに1個ずつ一致した意見を生み出していくという結論を取れるかという問題と、あと、時間的な考え方と、論点を取り得る結論によってかなり変わってくるということなので。

ですので、今回、事務局で考えているのは、論点を整理して、何について議論をしているのか、何が問題なのかということ、やはりそこは意見が違っていても、どこに関連することなのかという点が一致しなければ、議論はかみ合わないの、そのためのメルクマール、座標軸として論点をお示ししていますけれども、本針課長の方から2回に分けてとしたように、大きく2回議論する中では、論点5と論点2というよりは、関連する論点を一緒にと言いますか、例えば、今、皆様からの御意見を踏まえると、我々の方でも考えていたのは、論点1から4はまず大きく関連するだらうと。そして、あとは制度をどう考えるかによって、人材育成機能、いわゆる今回中間報告書で方向性が固まっているのは、「人材育成」と「人材確保」を目的とする新制度であるということは確認してあったので、それを、そこでいう人材育成というのはどういうもので、それは何を目的としてどういうことを到達点にするのかという点であり、それが当然論点2への影響が考えられ、そして、そう考えてくると労働者全体の中での、外国人労働者をどう位置付けていくかという点が論点3に絡み、その中で、人材確保と人材育成と人権保障の観点の調和を取るという観点から、転籍の在り方も当然考えていくということで、新制度のあるべき姿を考えていくということは、多分論点1、2、3、4全てに関して影響してくる。

ですので、今の議論を見させていただいて考えていくのは、この論点1から4については、まず前半で1回議論していただく必要があるだらうと。論点5「監理・支援・保護の在り方」は、その目指すべき新制度の在り方の中での求められるあるべき監理の在り方という観点から言えば、実は5まで一度に議論するというやり方もありますし、他方、新制度と特定技能制度を連結させていくという考え方からは、監理、指導の在り方がある程度一致したものである必要からは、論点6とも当然関連してくるということから、論点6との関連性を考えていくということですと、論点5で切ってよいのかという議論があると。

ただ、少なくとも、今、皆様のお話を伺わせていただきますと、論点4までは、特に議論としても大きなトピックになって、時間も掛かると見込まれるので、まず論点4までは次回の会議では議論をしていただくということを、想定をしておいていただくとよいかと。

もちろんその中で、是川委員の話にありましたプレゼンも、プレゼンの内容の項目や時間配分によって、こちらの方で次回に入れさせていただくのか、その次の会議の、今、7月下旬くらいで調整を掛けているのですが、そのときにまたさせていただくのか、その当該プレゼンの申出のあった委員の方と事務局の方で相談させていただいて、話をさせていただきたいと。

ただ、論点1から4を次回で議論し、その後に論点5以降を議論する時でも、当然、前に議論した論点の議論がまた跳ねてくるということで考えていただければと思います。

あと、もう一つ、正に論点1の骨格のベースをどう考えるかということについては、今、この会議で定まっていることは、中間報告書でお示しを頂いたものが、皆様の共通理解のある意味到達点であるということであり、しかも、総合的対応策というのは、これは政府の方針ですので、有識者会議で定まった内容が、このような内容で、いわゆる政府方針として決まったという位置付けは御理解いただく必要があると思います。もちろん政府方針の中で定まった、有識者会議の最終報告書を踏まえるということで、政府の方もそれを注視しながら見ていくという考えが立つわけですが、この中間報告書まで一致し、そして、それが対応方針という形で政府方針となったということを前提に、その肉付けというか、それを前提にまた議論をしていただく必要がありますし、逆にそれが今の全てであるということがお伝えできるのかと思います。

○高橋座長代理 ありがとうございます。

おっしゃるとおりだと思いますが、特定技能制度は、やっぱり総論に関わる部分と、それから、監理などに関わる分と、両方に絡みますよね。ですから、いずれにしても現時点で言えば技能実習と特定技能、そこの制度をどうつなげていくのかというようなことを、やはり論点1から4の議論の中できちんとせざるを得ない。そこはもう間違いないと思いますね。

更に何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、もう今、事務局から御説明いただきましたが、今日皆様から頂いた意見を踏まえて、改めて事務局で整理いただいて、次回の会議で論点を決定したいと思います。

それから、プレゼンの御希望のある方はエントリーをお願いしたいと思います。

それでは、次回の日程について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 次回、第9回の会議につきましては、6月30日10時からの実施を予定しておりますので、お知らせいたします。場所等はまた追ってお知らせいたします。

以上です。

○高橋座長代理 ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第8回技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議を終了したいと思います。

皆様、本日はありがとうございました。

—了—